

## 大学における合理的配慮に関する資料

▶ 日本学生支援機構  
『合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～』

[https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/hand\\_book/index.html](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/index.html)

日本の大学の合理的配慮のスタンダードとして広く読まれているもの。非常に詳しいので、何か困ったらこのハンドブックを参照してみるとヒントがある場合が多い。

▶ 障害のある学生の修学支援に関する検討会『第二次まとめ』

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm)

文部科学省が開催した「障害のある学生の修学支援に関する検討会」の結果を平成29年4月に取りまとめたもの。高等教育段階における障害学生への修学支援の基本的考え方や課題等が示されている。

## 本学における合理的配慮提供に関する資料

▶ 東北大学学生生活支援審議会『障害のある学生の支援に関するガイドブック』

[http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/front/disability\\_services\\_office/ssr\\_publication/](http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/front/disability_services_office/ssr_publication/)

本ガイドブックに沿って、本学における障害のある学生への支援や修学上の合理的配慮の提供が行われている。

### 東北大学 学生相談・特別支援センター 特別支援室

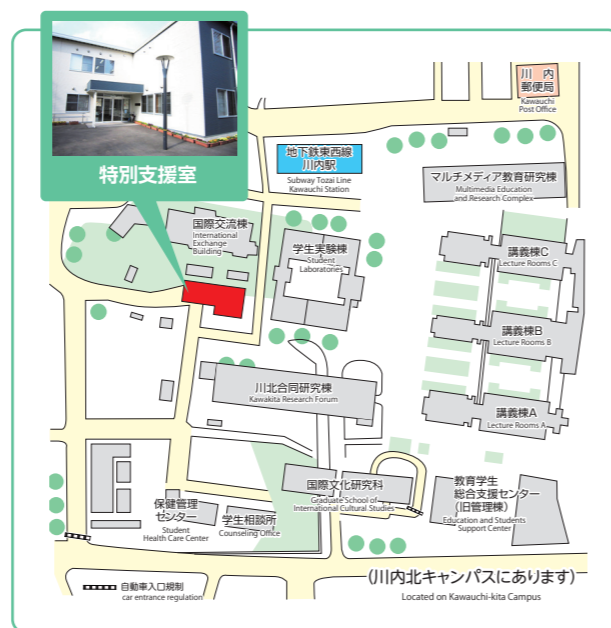
「学生相談・特別支援センター 特別支援室」(以下、特別支援室)は、川内北キャンパスにある、本学の障害学生支援の専門部署です。

特別支援室では、視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・内部障害・精神障害・発達障害などの障害のある学生への相談・支援を行っています。

また、障害のある(あるいは障害があると思われる)学生の対応に関して、教職員への相談・支援も行っております。担当する授業の中での言動が気になる学生への対応について、困ったり、迷われたりした場合は、ぜひ特別支援室にご相談ください。

電話:022-795-7696(直通)  
電子メール: [t-sien@ihe.tohoku.ac.jp](mailto:t-sien@ihe.tohoku.ac.jp)

※開室時間は、月曜～金曜日の9:30～17:00  
土日・祝日及び年末年始はお休みです。



# 障害のある学生の 支援に関するガイドブック

## 授業担当教員向け ダイジェスト版

### ▶ はじめに

平成28(2016)年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(通称:障害者差別解消法)」が施行されました。それにより、公官庁や本学を含む国公立教育機関等においては、「障害者の不当な差別的取り扱いの禁止」と「障害者に対する合理的配慮の不提供の禁止」が法的義務となりました。

本学における障害のある学生への支援や修学上の合理的配慮の提供は、平成28(2016)年に作成された『障害のある学生の支援に関するガイドブック』に沿ってなされています。

本冊子はそのガイドブックの授業担当者向けのダイジェスト版で、実際に合理的配慮提供の中心を担う授業担当者にとって必要な情報を示すものです。本冊子、および上記ガイドブックは、本学の障害学生支援の中核を担う部署である学生相談・特別支援センター 特別支援室のホームページ(<http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/>)からダウンロード可能です。また、本冊子の内容や本学における障害学生支援に関する疑問等がありましたら、巻末の学生相談・特別支援センター 特別支援室までお問合せください。

### ▶ 「合理的配慮」とは

「合理的配慮」は、障害者権利条約では、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した過度の負担を課さないもの」と定義されます。

大学における合理的配慮の例としては、「車いすを利用している肢体不自由のある学生が、教室に入れるようにするために教室前の段差にスロープをつける」といった大学本部が主体となって提供するものと、「視覚障害のある学生のために、試験問題を拡大印刷して提供する」といった部局の決定の下で授業担当教員が主体となって提供するものがあります。

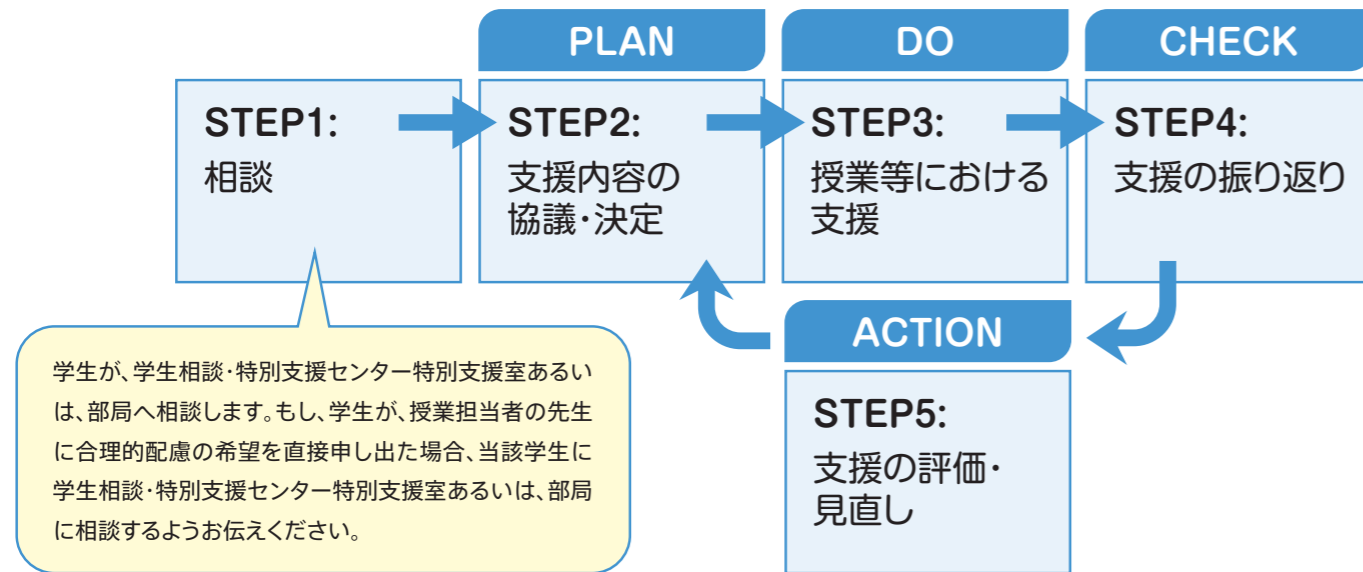


発行: 東北大学 学生相談・特別支援センター 特別支援室 令和2年3月

〒980-8576 仙台市青葉区川内41 TEL:022-795-7696 <http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp>

以下は、本学における合理的配慮提供のプロセスの全体像です。本学においては、障害のある学生から修学上の合理的配慮の提供に関する相談や依頼があった場合は、以下のPDCAサイクルに基づき対応しています。

図1. 修学上の合理的配慮の提供に関するPDCAサイクル



( 授業担当者 ) 先生 \_\_\_\_\_ 年 月 日

( 送付者 ) \_\_\_\_\_

障害のある学生への修学上の合理的配慮提供について (依頼)

本年度、障害を理由に修学上の合理的配慮を要する学生が下記履修担当授業科目を履修しております。

この度、本学部（研究科）では本人を含めて関係者が集まり、修学上の合理的配慮の提供について検討いたしました。当該学生の状況、及び先生方に依頼したい内容は以下のとおりです。平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、本学においても障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供が義務化されております。このことを踏まえ、下記配慮の提供の実施可否についてご検討のうえ、ご返答ください。

1. 授業科目名 \_\_\_\_\_ 曜日 \_\_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_\_ 授業科目名 \_\_\_\_\_

2. 学生 \_\_\_\_\_  
学籍番号: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_

3. 学生の状況 \_\_\_\_\_

4. 配慮を要する内容 \_\_\_\_\_

5. 回答期日および連絡・問い合わせ先 \_\_\_\_\_  
回答期日: 年 月 日 \_\_\_\_\_  
連絡・問い合わせ先: \_\_\_\_\_  
電話: \_\_\_\_\_  
メール: \_\_\_\_\_

▲ 上記、配慮依頼文書例

障害学生からの相談があり(上記STEP1)、当該学生が授業内での合理的配慮を希望する場合、部局は授業担当教員や支援関係者等との「建設的対話」を通じて、具体的支援内容を決定していきます(STEP2)。

STEP2 では、部局が授業担当者に配慮依頼をします。部局が授業担当教員と直接会って話し合う場合もあれば、左記のような「配慮依頼文書」を授業担当教員にメールで送付する場合があります。

### 担当授業での合理的配慮に関する依頼を受けたら...

配慮依頼を受けたら、授業担当者は内容をよく確認し、以下について検討してください。

- 担当授業で学生が希望する配慮提供が可能かどうか
- 提供する配慮が妥当かどうか

\*この基準について詳しくは次ページQ&Aを参照ください。

なお、学生が希望する配慮の提供が難しい場合であっても、できる限り学生が希望する配慮と同様の効果が期待できる別の方法の検討をお願いいたします。

建設的対話の結果、提供する配慮が決まったら(STEP2)、実際の授業での配慮の提供を行います(STEP3)。

## Q & A

**Q** 授業担当者に「配慮依頼文書」が送られてきたら、その文書の中で求められている合理的配慮は必ず提供しなければならないの？

**A** 配慮依頼文書の中にある学生からの希望内容を必ずそのまゝの形で提供しなければならない、というわけではありません。ただし、障害のある学生への不当な差別的取り扱いはしてはなりません。「不当な差別的取り扱い」とは、「正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯等を制限するなど、障害のない学生に対して付さない条件を付すことです。

正当な理由に相当するかどうかは、個別の事案ごとに、障害のある学生及び第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の確保、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等)の観点から判断します。

また、担当する授業で希望があった配慮を提供することが難しい場合であっても、できるかぎり学生が希望する配慮と同等の効果が期待できる別の方法を学生に提案し、学生・部局・授業担当者等の関係者が合意できる配慮を見つけるよう努力します。これが「建設的対話」のプロセスと言えます。

**Q** 何が「過重な負担」と言えるの？

**A** だれにとってどの程度の負担なら「過重」なのかについては、明確な基準はありません。ただし、授業担当者が個人的に負担を感じる、障害学生支援部署の予算が限られているといった理由のみでは、必ずしも過重な負担とは言えないとされています。個別の事案ごとに、部局、授業担当者、障害学生支援担当部署等が当該障害学生の意見を尊重した上で、その配慮を提供する影響を鑑み、「過重な負担」かどうか検討することが必要となります。

**Q** どういった基準で、合理的配慮の内容が妥当かどうか判断するの？

**A** 合理的配慮の内容が妥当かどうかの判断基準として、教育の目的・内容・評価の本質を変えないという原則があります。何が当該授業における教育の目的・内容・評価の本質かは、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー、シラバス等を鑑みて判断します。そのため、授業担当者には、シラバスを抽象的で形式的な記述ではなく、授業形式、授業計画、評価基準等なるべく具体的に記入することが望まれています。

**Q** 配慮内容の決定後、配慮の提供中に気になること、困ったことが生じたらどうしたらいい？

**A** 速やかに配慮依頼をした部局、あるいは学生相談・特別支援センター 特別支援室までご連絡ください。

以上が一般論的な回答になります。実際の各授業での合理的配慮に関する判断は、当該学生、当該授業の状況を踏まえて個別に検討する必要があるため、授業担当の先生が判断に迷われるのはある意味当然のことです。

授業担当の先生方が判断に迷われる場合は、学生相談・特別支援センター 特別支援室までご連絡ください。特別支援室では状況をうかがい、どのように判断したらよいか一緒に考えていきますのでお気軽にご利用ください。